

議案第6号

新居浜市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市特別会計条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年2月20日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市特別会計条例の一部を改正する条例

新居浜市特別会計条例（昭和39年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際改正前の新居浜市特別会計条例に規定する新居浜市貯木場事業特別会計に属する権利及び義務は、新居浜市一般会計に属するものとする。

提案理由

貯木場企業用地について、分譲が完了したことに伴い、新居浜市貯木場事業特別会計を廃止するため、本案を提出する。